

上野原市立上野原西小学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月24日策定

平成31年3月改定

1 いじめ防止に関する基本理念

上野原西小学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめの防止等の対策をおこなう。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめ認識の共有化として、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとして見なされる物の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。

- (3) いじめの早期発見のため、面接・観察・調査等の様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることもいじめに加担することにつながることを認識させる。

また、インターネット等によるいじめを防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

さらに、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一障害や性的指向・性自認等に係る児童、東日本大震災より被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

そのために、以下の(1)～(3)について取り組む。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③ 学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- ④ 多様な考え方を認める気持ちを育てる。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - ・ 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為が多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすこと、重大な人的侵害に当たること等の理解を図る。

(4) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

①教職員の積極的な研修等への参加

- ・研修等に参加し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。

②保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発

- ・PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

①全教職員での児童の観察

「いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

②定期的な実態調査

「学校生活に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ見逃しゼロの学校づくりを目指す。

③相談体制の充実

担任以外にも養護教諭やスクールカウンセラーに相談できる体制を整えておく。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

(2) いじめの早期解決の対応

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の

安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

⑥いじめが「解消」と判断するためには、（１）いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ヶ月を目安とする）、（２）被害者が心身の苦痛を感じていないことの２要件を満たさなければならない。

（３）家庭や地域、関係機関と連携した取組

①家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

②学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）校内組織

①「生徒指導委員会」

月１回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。

（２）家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、市教委職員、学校評議員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた敏速な対応を行う。

6 その他の留意事項

（１）校務の効率化

校務の効率化を図り、児童と向き合う時間の確保に努める。

（２）地域との連携について

学校便りやホームページを有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。また、児童民生委員や地区の役員との連携を図り、地域の会合等の機会とらえ、児童に関する情報を収集しやすい環境を整える。

(3) 学校評価の活用

学校評価に関して行っている児童の意識調査や保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ②いじめにより、相当の期間（年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①教育委員会の附属機関として設置する「上野原市いじめ問題専門委員会」が調査組織として、その事態の対処及び今後の発生防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②学校は、上記調査組織の指導・助言を受けながら対応する。
 - ・重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。このとき、学校は調査組織の求めに応じ、積極的に資料を提供する。
 - ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(4) 重大事態の説明

調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明する。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

8 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。
年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

いじめ防止指導計画										
上野原西小学校										
	会議			防止対策			早期発見・早期対応			
4月	いじめ防止 対策委員会	生徒指導部会（生徒指導会議）	学年部会での説明・啓発	事案発生時に緊急対策会議の開催	児童会・縦 割り活動開始	学級づくり・人間関係づくり	道徳実践・集団生活の在り方の指導	個別懇談	スクールカウンセラーとの連携	日常的な児童観察等
5月					人権学習会					
6月					福祉講話					
7月										
8月										
9月	いじめ防止 対策委員会									
10月										
11月					福祉講話					
12月					福祉標語ポ スターへの 取り組み					
1月										
2月	いじめ防止 対策委員会		学年部会での説明・啓発							
3月										